

家計基準

本人の属する世帯の前年（１月～１２月）１年間※注１の総所得※注２により判定します。所得の種類、世帯構成により異なりますが、概ね下記のモデルケースの収入限度額を目安としてください。なお、給与所得者の場合、源泉徴収票の給与所得控除前の支払金額で判定します。

注１：退職や転職により、前年の所得と現在の所得状況に変動がある場合は、現在の所得状況により判定します。

注２：総所得とは、申請者の属する世帯の総収入金額から、別に定める必要経費、特別控除額を差し引いた金額です。

収入限度額目安表のモデルケース

１人世帯	本人（独立生計者・自宅通学）
２人世帯	父（主たる家計支持者）、本人
３人世帯	父（主たる家計支持者）、母（専業主婦）、本人
４人世帯	父（主たる家計支持者）、母（専業主婦）、本人、公立高校生（自宅通学）
５人世帯	父（主たる家計支持者）、母（専業主婦）、本人、公立高校生（自宅通学）、中学生

全額免除の収入限度額目安表

		給与所得者（源泉徴収票の給与支払金額）		自営業者（確定申告書の所得金額）	
		自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
学部	2人世帯	328万円	391万円	168万円	212万円
	3人世帯	360万円	422万円	190万円	234万円
	4人世帯	418万円	481万円	231万円	275万円
	5人世帯	461万円	524万円	261万円	305万円
博士前期・ 修士課程	1人世帯	265万円	—	124万円	—
	2人世帯	345万円	408万円	180万円	224万円
	3人世帯	381万円	444万円	205万円	249万円
	4人世帯	442万円	505万円	248万円	292万円
	5人世帯	488万円	551万円	280万円	324万円
博士後期・ 博士課程	1人世帯	317万円	—	160万円	—
	2人世帯	431万円	494万円	240万円	284万円
	3人世帯	478万円	541万円	273万円	317万円
	4人世帯	548万円	611万円	322万円	366万円
	5人世帯	602万円	662万円	360万円	404万円

1. 給与所得者（源泉徴収票の給与支払金額）については、年間の給与の支払総額（税金、社会保険料等すべて含んだ額で、源泉徴収票の給与支払金額）です。
2. 自営業者（確定申告書の所得金額）については、年間所得額（収入金額から必要経費を差し引いたもので、確定申告書の所得金額）です。
3. 上記の表は、授業料免除申請の際、理解しやすいよう標準的な世帯を想定し作成したもので、おおよその目安です。各世帯における子供の就学状況その他によって金額は異なってきます。
4. 授業料免除申請が許可されるためには、家計基準のほか、学力基準を満たす必要がありますが、申請者数が多数にのぼり、予算額を超える場合には、2つの基準を満たしても全額免除にならない場合があります。

半額免除の収入限度額目安表

		給与所得者（源泉徴収票の給与支払金額）		自営業者（確定申告書の所得金額）	
		自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
学部	2人世帯	508万円	571万円	294万円	338万円
	3人世帯	565万円	628万円	334万円	378万円
	4人世帯	645万円	692万円	390万円	434万円
	5人世帯	690万円	734万円	432万円	476万円
博士前期・修士課程	1人世帯	388万円	—	210万円	—
	2人世帯	542万円	605万円	318万円	362万円
	3人世帯	605万円	664万円	362万円	406万円
	4人世帯	678万円	722万円	420万円	464万円
	5人世帯	723万円	767万円	465万円	509万円
博士後期・博士課程	1人世帯	491万円	—	282万円	—
	2人世帯	690万円	734万円	432万円	476万円
	3人世帯	753万円	797万円	495万円	539万円
	4人世帯	821万円	865万円	563万円	607万円
	5人世帯	878万円	922万円	620万円	664万円

1. 給与所得者（源泉徴収票の給与支払金額）については、年間の給与の支払総額（税金、社会保険料等すべて含んだ額で、源泉徴収票の給与支払金額）です。
2. 自営業者（確定申告書の所得金額）については、年間所得金額（収入金額から必要経費を差し引いたもので、確定申告書の所得金額）です。
3. 上記の表は、授業料免除申請の際、理解しやすいよう標準的な世帯を想定し作成したもので、おおよその目安です。各世帯における子供の就学状況その他によって金額は異なってきます。
4. 授業料免除申請が許可されるためには、家計基準のほか、学力基準を満たす必要がありますが、申請者数が多数にのぼり、予算額を超える場合には、2つの基準を満たしても半額免除にならない場合があります。